

〔資料紹介〕

国家平等原則と国際会議

大谷良雄

一序

国際会議 (international congress or conference) は、⁽¹⁾ 構造的にみた場合、一般に国際組織の初期形態としてとらえ得るので、⁽²⁾ 国際組織における国家平等の問題を検討するうえで、ひとつの手がかりを得るために、⁽³⁾ 国際会議において国家の平等がどのように問題にされていたかを考察することは有益であると考えられる。⁽⁴⁾ ここではとくに一九世紀初頭より二〇世紀初頭までに行われた主要な政治的国際会議をとりあげ、これらの国際会議において国家平等の問題がどのようにあつかわれたかを述べてみる。国際会議は、国際組織の初期形態としてその同一線上にとらえ得るとはいえ、⁽⁵⁾ 国際組織のように常設的 (Permanent) ではなく非常設的 (ad hoc) であること、又、国際組織のように加盟国を全体的に拘束する基礎条約というものをもたないもので、⁽⁶⁾ 国際会議に参加する国家相互の関係は、法的関係であるよりむしろ事実的な関係であるという点において、⁽⁷⁾ 国際

議と国際組織との間には、なお、隔りがある。又、国際会議への招聘及び参加、あるいは採択された決議の受諾に関しては、⁽⁸⁾ 各々の国家の任意に委ねられるので、⁽⁹⁾ 国際会議においては、⁽¹⁰⁾ 實力を備えた大国が指導性を発揮する機会をより多く与えられることになるといえる。

(1) 会議に相当する原語が二通りあることについて又両者の差異については、高野雄一・筒井若水「国際経済組織法」(東大出版会)六〇頁参照。B. Browns, 'The doctrine of equality of states as applied in international organizations', p. 82.

(2) この点については P. Reuter は次のように述べている。「それ(国際組織)は、国際法上の古典的な制度 (une institution classique du droit international) である国際会議より派生した。その起源において、⁽¹¹⁾ 国際組織は、それ自体、条約を締結するために招集された国際会議の延長にすぎない。一時的 (episodique) であった国際会議が定期的 (périodique) となり、次に事務局の介在によって常設性 (permanence) を獲得する。……」P. Reuter, *Institutions internationales*, Paris 1963, p. 183. なお、高野・筒井前掲書五九頁—六四頁参照。

(3) とくに伝統的な国家平等の観念である絶対的平等が国際会議においてどの程度まで適用されていたかをみることに本稿の目的である。

(4) 国際会議の主流は、講和会議によって代表される政治

的な国際会議であるが、国際関係の多様化に伴い、行政・経済・社会等の問題を対象とした国際会議も頻繁にひらかれるようになった。of S. E. Baldwin, "The International Congresses and Conferences of the Last Century as Forces Working toward the Solidarity of the World", A. J. I. L., 1907, vol. 1, pp. 565-578. & pp. 808-829.

(5) 国際会議における顕著な特色は、会議の内容に実質的な利害関係をもち、会議を主催する国 (sponsoring state or states) が支配的な役割を演ずることである。N. Hill, International Organization, 1952, pp. 409-414.

二 一九世紀前半の国際会議

国際会議は、一六四八年のウェストファリア会議 (the Congress of Westphalia) をもって最初とされるが、大対小国という形で国家の平等が最初に問題となったのは、ウィーン会議以後のこととされている。

ウィーン会議 (the Congress of Vienna) は、ナポレオン戦争終結後のヨーロッパの国際関係を調整するために、一八一四年九月から一八一五年六月までオーストリアの首都ウィーンにおいて開かれ、国際法規の形成という見地から、国際河川航行の自由、奴隷売買の禁止、スイス及びクラカウの永世中立化、外交使節の席次等を取りきめた点で、国際法の発達に大きな影響を及ぼしたものであることはよく知られているとおりである。

ウィーン会議においては、とくにその代表制 (つまり会議への参加の仕方) に関して国家平等が問題となる。この会議の招聘国となったのは、いわゆる四国同盟 (Quadruple Alliance) と呼ばれるイギリス、オーストリア、プロシヤ及びロシアの四ヶ国であるが、これらの国は、一八一四年一月のプロトコール (the Langres Protocol) によって、きたるべき国際会議において重要な意思決定に参加できるのは当該四ヶ国のみであることを予め申し合せた。従ってこの四ヶ国の意図が実現されると他の参加国は単に出席を要請され、これら四ヶ国によってとられた決定に同意するか否かの意思表示を迫られるだけとなる。⁽³⁾しかし、四大国の意図は各参加国の代表がウィーンに到着すると、必ずしも期待どおりにはいかないことが判明し、同年九月の予備会談において、これら四ヶ国にフランスとスペインを加えた六ヶ国よりなる主要機関の設置とドイツ問題に関してはドイツの五大州を加えた補助機関の設置が合意された。⁽⁴⁾但しこの場合、四大国によってフランスとスペインが主要機関において実質的な影響力をもたない旨のプロトコールがとりつけられた。⁽⁵⁾ここで注目すべきことは、主要機関のメンバーとはなりつつも、実質的な地位を排除されたフランスが、他の中小国とともに平等の地位を求めて強硬な抗議を行ったことである。これは国家平等が外交交渉の焦点となり、又、政治的手段としてつかわれたきわめて顕著な事例とされている。⁽⁶⁾ともあれ、これに対して四大国は会議の開催を暫時延期するという對抗措置を講じたけれども、結局これらの四ヶ国に加えて、更に、フランス、

スペイン、ポルトガル、スエーデンよりなる八ヶ国委員会 (Committee of Eight) の設置に同意せざるを得なかった。⁽⁷⁾ として、ウイーン会議は、この八ヶ国委員会を中心としたいくつかの専門委員会によって構成されることになった。八ヶ国委員会において実質事項に関しては四大国が中心となり、これにフランスを加えて、八ヶ国委員会の内部に五ヶ国委員会 (Committee of Five) が形成され、この五ヶ国委員会と八ヶ国委員会及びその他の専門委員会によってウイーン会議は運営された。⁽⁸⁾ 結局、フランスは最終的には四大国と同等の地位を獲得した。そして、フランスの地位の変化は、もはやフランスをして他の中小国とともに平等の地位を要求する必要を失わしめたので、ウイーン会議における国家平等の擁護にとって大きな損失となつたといわれている。⁽⁹⁾ この時以来ウイーン会議の手續は参加国にとつて非常に差異のあるものとなり、⁽¹⁰⁾ 五ヶ国委員会と八ヶ国委員会が二つの主要な軸となつて、他の専門委員会はこれらいづれかの管理下におかれた。

従つて、これまで述べてきたことから明らかかとおり、ウイーン会議に参加した国家に大きく三つのグループに分かれ、異つたグループに属した国家間では平等は存在しなかつたとい得る。そして、このウイーン会議において用いられた手續は、その後に関わられた政治目的の国際会議や法規を形成する目的の国際会議のモデルになつたといわれている。⁽¹¹⁾

ウイーン会議の結果採択されたウイーン条約第六条は四大国が軍事占領及び戦争債務の問題(つまり平和条約の執行の間

題) について討議すべきことを規定し、このため、一八一八年にエクス・ラ・シャペル会議 (the Congress of Aix-la-Chapelle) が開催された。この会議は四大国のみを対象としたものであったが、フランスに関する問題についてはフランスが第一次の利害をもつとの理由で、フランスもこの会議への参加を認められた。他の諸国の参加に関しては、イギリス代表の意見にもとづき、これら五ヶ国以外の国の直接的利害が問題となつたときは、相互の合意を得るためにこれらの国の政府と接触をもつこととした。従つて、エクス・ラ・シャペル会議は、ウイーン会議のように、すべてのヨーロッパ諸国をエクス・ラ・シャペルに招聘したのではないこと及び第二次的な諸国の直接的利害事項に関しては、これらの諸国の参加を認めた点において特色が見出される。

この外、国際関係の見地からみてこの会議の重要な点と思われることは、一八一八年一月に採択された議定書によつて、五大国の協力によるヨーロッパ政治の指導体制(いわゆる欧州協調 European Concert) を確立したことである。このエクス・ラ・シャペル議定書は、その後数十年間のヨーロッパにおける国際関係の進むべき方向を示めており、議定書自体の用語上は、必要以上に大国と中小国の地位の差を強調していないけれども、大国がこれによつてヨーロッパ政治の指導者たることを自ら約したものであった。五大国はこの会議において他の諸国の内部事情に関する問題にすら介入する資格があると自らみなしていた。中小国がこの会議に代表を送つて意見を述べる

道は一応開かれていたが、絶対的なものではなく、その場合に
なされる決定もこれらの諸国の希望に合致することは稀であつ
た。以上のことから大國によってリードされた國際會議の今ひ
とつの特徴は決定の執行という点である。⁽¹²⁾この場合、中小國は
欲すると欲せざるとにかかわらず大國の決定を承認する形とな
つた。従つて、國際會議における國家平等の観点からみれば、
五大國と他の諸國との間には、明確な不平等が存在したことが
わかる。同様の傾向は、その後開かれた一八二〇年のトロップ
オ會議 (the Congress of Troppau) 一八二一年のライバッ
ク會議 (the Congress of Laibach) 一八二二年のペロナ會
議においてもみられた。⁽¹³⁾

(1) 三〇年戦争の結末をつけた講和會議は、一般にウエス
トファリア會議と呼ばれているが、実はドイツのウエスト
ファリアにある二都市、オスナブリュック (Osnabrück)
とミュンスター (Münster) で同時に開かれた二つの會議
である。両都市はわずか三〇マイルほどしか離れておらず、
このような近い距離にありながら會議を二つに分けなけれ
ばならなかつたのは、フランスとスエーデンの兩國が互に
に席次の優位を譲らなかつたためとされている。これは儀
禮 (etiquette) の見地から國家平等が問題となつた事例と
され得るが、一九世紀以降の國際會議や國際組織で問題と
された國家の実質的な事項に關しての國家平等とは一線を
画し得ると思われる。又、このように國家の名誉あるいは
儀禮の見地からのみ國家平等を問題にしたのが、一七、八

世紀における國際會議の特徴であるとされる。B. Broms,
op. cit., pp. 83—84.

(2) 四ヶ國のこの意図は同年三月のシャームント條約によ
つて明確化され、ウィーン會議の招集を規定した同年四月
のバリ條約の付加的な秘密條項においても確認されていた。
たとえば、バリ條約の三二条によれば、「この戦争のいず
れの側の參加國も二ヶ月以内に全權大使をウィーンに派遣
しなければならぬ」とし、又、同秘密條項によれば、「ヨ
ーロッパにおける真に永続的な力の均衡体制を導く關係は、
四同盟國自身によって決定された原則にもとづくべきもの
である」こととされた。B. Broms, op. cit., p. 86.

(3) ウェンスタター (C. K. Webster) は「この点について
次のように述べている。「この會議は、単に、大國によつて
予め準備された決定を批准することを意味するにすぎなか
つた。大國は、平和條約の締結に關してきわめて早い機会
にフランスと合意に達しており、従つて、フランスの署名
は、會議の行われる以前にすでに獲得されてゐたといえる
かゝしれた。」C. K. Webster, The Congress of Vienna
1814—1815. London 1934. p. 33.

(4) B. Broms, op. cit., p. 87.

(5) Ibid.

(6) Ibid.

(7) Ibid., p. 88.

(8) 五ヶ國委員會の内部には、スイス問題委員會 (Com-

「統計委員会 (Statistical Committee for Swiss Affairs)」、統計委員会 (Statistical Committee) 及び軍事委員会 (Military Committee) を含み、八ヶ国委員会は其の内部にゼノン問題委員会 (Committee for the Affairs of Genoa)、『タスカニー問題委員会 (Committee for the Affairs of Tuscany)』、席次問題委員会 (Committee for Questions of Precedence)、『国際河川委員会 (International River Committee)』、『ドイツ問題委員会 (Committee for the German Affairs)』等を含んでいた。

(6) B. Brons, op. cit., p. 88.

(10) 五ヶ国委員会に出席できる国、八ヶ国委員会に出席できる国、そのいずれにも出席できない国の間には著しい差異がある。

(11) プロムズは、ウィーン会議における国家平等の問題を次のように評価する。「ウィーン会議を国家平等の観点から評価する時、次の点に留意しなければならない。即ち、大国はこれらの地位が如何に強いものであるとみなして、いようとも、中小国側が国家平等原則に普及する時は、この原則にあえて異議を唱えようとはしなかった。それはフランスに対する讓歩及びドイツ諸州に対する讓歩においてあらわれている。この原則は、小国との接触において国際法の要求に従う熱意を強調する大国に対して、少なくとも制御的な影響 (restraining influence) を及ぼす。」B. Brons, op. cit., pp. 91—92.

(12) 大国とその他の諸国との関係は、当時の国際法を考えてみれば容易に理解し得る。戦争を防止するために一般的に認められた原則や規則は存在せず、平和を維持し達成することは個々の国家の力関係に大きく依存した。大国はそのため自らの影響力を行使するだけでなく、必要な場合には軍事力を用いることもできた。

(13) この外、一九世紀前半に開かれた主な国際会議としては、一八三〇年のロンドン会議 (the Conference of London) がある。これは、ウィーン会議の結果採択された一般議定書によってオランダ領に帰属したベルギーで革命が勃発したために、この帰属を保障した大国にオランダ国王が解決を依頼したことにより開催された。この問題は、結局、ベルギーを立憲君主国として独立させることで解決されたが、この場合、五大国以外に直接利害の当事国としてオランダとベルギーの双方の代表が出席を認められた。これはエクス・ラ・シャベル会議においてみられた一つの原則を確認したものととして注目される。

三 一九世紀後半より第一次大戦以後の国際会議

一九世紀の前半においては、大国が国際会議を利用してヨーロッパの他の諸国に代り、政治的あるいは立法的な機能を行うための決定をなす傾向が顕著であった。この時期において国家平等は確固たる基盤をもつに至っていない。しかし、この世

紀の後半には、二つの明確なる理由によって、事情が幾分変化した。第一に、大国は、もはや、他の諸国が政治的利害を有する事柄において、より重要な地位を占めようとしてなす努力を抑え得るほど強力ではなくなった。第二に、一九世紀の後半以降、初期形態にあった行政連合の活動範囲の拡大と大国以外の諸国がこれらの行政連合の枠内で重要な地位を占める機会を得たことである。一旦、これらの諸国がその地位を確立すると、大国は政治的な事項についての会議においても、これらの諸国を無視あるいは軽視することが困難となった。

以下、一九世紀後半に開かれた多くの国際会議のうちから、国家平等の観点より興味深いと思われるものについて述べてみよう。

(1) 第一次ベルリン会議 (the Congress of Berlin)

第一次ベルリン会議は、諸州を統一後、プロシアに代って大国の地位を獲得したドイツが、一八七八年、近東問題を解決するために招集したものである。招聘状を送付するにあたって、ドイツは、参加国をクリミア戦争終結後一八五六年に締結された平和条約に調印した国のみ限定した。そのため、この会議が近東諸国の重大な利害関係事項をあつかうにもかかわらず、トルコを除く他のすべての近東諸国はこの会議への参加を拒否されることになった。又、参加国は、会議の手續に関するかぎり、国家平等原則に従うことを宣言したが、実際にはそのとおりにならなかった。たとえば、表決についていえば、手続事項には多数決制が適用され、実質事項には全会一致制が適用され

るとしたので、すべての参加国は、一応、平等な地位に立つかに見えたが、実際には、大国がこの全会一致の意義を曲げて解釈したので、結果的には著しい不平等があらわれることになった。まず、第一に、実質事項は全会一致によるが、ただし、トルコ以外のすべての国が賛成した場合には決定が成立するとした。第二に、トルコ以外の国が反対しても、特定の大国が希望するならば、この国(決定の成立に反対した国)が決定に拘束されないことを確認したうえで、決定は成立するものとされた。

このベルリン会議における実質事項には、出席を認められなかった近東諸国や、出席を認められても著しく不平等の立場に立たされたトルコの実質的な権利義務に関するものが少なくなかった。従って、このベルリン会議においては、依然として、大国の事実上の優位という性格が根強く残っていたといえる。

(2) 第二次ベルリン会議 (the Conference of Berlin)

第二次ベルリン会議は、当時序々に重要性を帯びつつあったコンゴ問題を解決するために再びドイツによって一八八四年に開かれた会議である。この会議への参加国は、最初、ベルギー、フランス、イギリス、オランダ、ポルトガル、アメリカ及びドイツなどのコンゴ問題に最も利害関係をもつ国のみ限定されたが、後に、問題となる事項になんらかの利害関係をもつと考えられる大部分のヨーロッパ諸国を参加させることが決定された。従って、第二次ベルリン会議においては、会議への参加という点に関しての不平等は著しく緩和されたといえる。このべ

ルリン会議においては、問題となる事項に対する参加国の利害の程度がどのようなものかということが示めされた。そして、一八八四年一月には、この会議の主要討議事項であるコンゴ盆地に属する領域の範囲を画定する委員会の設置が決定され、この問題に最も利害関係を有するとみなされた国のみがこの委員会に代表を送る資格を与えられるとした。このように、委員会のメンバーとなる資格の基準を参加国の政治力とせず、利害関係の程度のみ限定したことは留意に値する。この委員会のある意味での制限的な代表制は、会議を運営するうえでひとつの進展と考えられるけれども、実際には、委員会への参加をとざされた諸国が全体会議において反対の意向を強く表明したので、慣行上は定着したものとはならなかった。そして、結局、一八八四年一月二〇日の決定により、すべての参加国はこの委員会に代表を送ることができ、すべての参加国の票は同じウエイトをもつとされた。又、第二次ベルリン会議の参加国は、一八八五年二月二六日に一般議定書に調印し、これによって、コンゴ盆地の通商に利害関係を有するすべての国に平等な権利が帰属するという原則が確認された。

第一次及び第二次のベルリン会議に参加した大国と他の諸国との関係を検討するとき、二つの会議に大きな差異のあることに気がつく。第二次ベルリン会議においては、実際にすべてのヨーロッパ諸国が参加し、これらの参加国の間には事実上の差別がみられなかったが、第一次ベルリン会議においては、討議事項に直接利害関係をもつ諸国ですら会議に代表を送ることが

できなかった。国家平等の観点からみれば、第二次ベルリン会議は大きな変化を示めた。この変化は、討議事項の相違にもよるが、偶然のものではなく、会議手続の民主化あるいは合理化という傾向と重要なつながりをもつものと考えられる。

(3) アルゲシラス会議 (The Conference of Algeiras)

一九世紀の末期、モロッコの地位に関してフランスとドイツの利害が対立したので、この問題を解決するための会議が、一九〇五年にモロッコのサルタンの了解を得て、スペインのアルゲシラスにおいて開催された。アルゲシラス会議の参加国を選定する基礎は、モロッコの外交的保護を定めた一八八〇年のマドリッド協定に調印した国のリストであった。これらの国のうちで、モロッコ問題の解決に最も利害関係をもつのは、フランス、ドイツ、イタリー、イギリス、スペインの五ヶ国であり、会議の任務に参加を決定した他の招聘国には、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、オランダ、ポルトガル、ロシア、スウェーデン、アメリカがあり、招聘国のうちで、デンマークはモロッコ問題に利害関係がないとして代表を派遣しなかった。又、表決手続に関して、手続事項については、多数決によるとされた。ただし、第一次ベルリン会議における場合と同様に、多数決による決定は、少数派に属する諸国が公式の抗議を行わない限り有効であるとされた。

一方、委員会における議席の分割についてはまず、予備交渉を含めて、討議事項の予備的な検討を行う委員会は、すべての参加国代表に開放された。この委員会の最初の会合で起草委員

会が設置され、起草委員会の議席は、会議の討議事項に直接利害關係をもつフランス、ドイツ、イタリー、モロッコ、スペインの五ヶ国に優先的に与えられるとされるが、後に、会議の任務を成功させるためには、ベルギー、ポルトガル、及びロシアの代表をも加えた方がよいとされ、最終的には、すべての参加国がこの委員会の会合に代表を送り得ることになった。以上のように、アルゲシラス会議においても、第二次ベルリン会議における傾向が受け継がれ、国家平等原則は大体において貫かれる方向にあった。ただし、次の点には留意しなければならぬ。即ち、会議の手續に関するかぎり、モロッコは形式的には他の参加国と同じ条件で扱われ、重要な委員会にも議席を与えられたが、事実上は、他の諸国と等しい地位を享有したわけではなく、このことはモロッコがアルゲシラス会議の一般議定書の批准を拒否したときに明らかとなった。他の調印国は、この時、追加の議定書を作成し、批准を得るためにモロッコに対し外交的圧力を加えることに同意した。この圧力の結果、モロッコは、一九〇六年六月一八日、一般的議定書に調印した。これは、明らかに、国家平等の侵害であり、ウィーン会議以後の時期における大國政治を想起せしめる。しかし、全体として会議の手續自体は国家平等原則に従い、一九世紀後半の政治的國際會議の一般的傾向を受け継いでいるといえる。

(4) 第一回ハーグ平和會議 (the First Hague Peace Conference)

第一回ハーグ平和會議は、一八九九年にロシア皇帝の提唱に

より軍備の一般的制限に関する協定の締結を目的として開催された。⁽⁹⁾ 會議への招聘状は二六ヶ国に送付され、そのすべての国がハーグに代表を派遣することを決定した。⁽¹⁰⁾ そのなかにはヨーロッパ諸国の外に二つのアメリカ諸国と四つのアジア諸国が含まれており、このことは交通及び通信の発達によってヨーロッパ以外の国が國際會議のわく内に地位を占めたことを示している。⁽¹¹⁾

第一回ハーグ平和會議においては、これまでの國際會議（とくに一九世紀後半以降の國際會議）におけるよりも一層嚴格に国家平等原則が貫かれた。會議への招聘状には、代表者の数にかかわらず、各々の国は一票の表決権を有する旨の規定が含まれており、この点においてまず参加国の平等は確保された。又、會議の實質的な機能を遂行する各委員会への出席についても、利害關係者によって区別されることなく會議に参加したすべての国に平等の出席権が認められた。⁽¹²⁾

(5) 第二回ハーグ平和會議 (the Second Hague Peace Conference)

一九〇七年、再びロシア皇帝の提唱によって第二回ハーグ平和會議が招集された。⁽¹³⁾ 今回は、南アメリカ諸国をも含めて、四六ヶ国に招聘状が送付され、そのうちの二ヶ国を除くすべての国が代表を派遣した。會議に出席した国が前回に比べて著しく増加したにもかかわらず、會議手續のあらゆる面において平等原則が嚴格に貫かれた。委員会の構成については、會議の全参加国は各々の委員会に代表を送ることができた。各委員会

の表決に関しては、各々の国は一票のみを有するとされ、実質事項の討議はすべて全会一致によるとされた。又、手続事項に関する表決は多数決によるとされた。しかし、実際には、厳格な全会一致の要請を避けるためにいくつかの手段がとられた。たとえば、大国によってとられた第一の手段は、小国側の抵抗を断念させて、必要な全会一致が得られるように討議を導くことであった。討議が重ねられても小国が大国と同じ票を投じないときには、表決を棄権することが求められることもあった。棄権は全会一致の達成を妨げることにはならないとされたからである。全会一致の効果を緩和する今ひとつの重要な手段は、会議によって採択された決議に留保を付することであった。この方法を用いることによって決定に反対の国からの批准も獲得することができた。きわめて重要な事項については、表決を繰り返して反対国を説得し厳格な意味での全会一致が達成されるように努めたといわれる。以上のことは、全会一致によって参加国の平等を明示的保障したにもかかわらず、実際には、大国がその地位を利用して他の参加国に政治的圧力を加えたことを意味しているが、手続的にはあくまでも平等の原則が貫かれたといえるであろう。又、各々の委員会がすべての参加国の出席を認めたために、各委員会は平均九三人の代表によって構成されることになった。このことは、当然、委員会の機能を不活発なものとしたので、会期中及び会期終了後において批判の対象とされた。

二度にわたるハーグ平和会議においては、少なくとも手続に

は、国家平等の原則がほぼ完全な形で貫かれ、ひとつのピークに達した感がある。反面、この会議を契機として、国家平等の行きすぎが主張され、いわゆる国家の絶対的平等は、多数の国家が集まって特定の機能を遂行する場合には、かえってマイナスの面をもち得ることが指摘されるようになった。

(1) B. Browns, op. cit., p. 97.

(2) 一八五六年のバリ会議 (the Congress of Paris) は、この点において留意する必要がある。この会議はクリミア戦争終結の平和条約を作成する目的で開かれた。ロシアはこの会議に出席する国は五大国 (オーストリア、ロシア、プロシア、イギリス、フランス) のみであると主張し、オーストリアとプロシアはこれに賛成した。しかし、イギリス代表マーメスベソー伯は、この会議に代表団を送ることを求めたサルディニアの主張を、同国がこの会議の討議事項に直接利害関係を有するとの理由で支持した。そして、結局、最終的には他の大国もこの主張を認め、サルディニアはバリ会議に出席を認められた。これは、政治的な問題を扱う国際会議において意思決定を行い得るのは五大国のみであるという当時の伝統的な觀念からすれば画期的なことであった。又、このバリ会議の結果、新たにイタリアが大国としての地位を認められた。B. Browns, op. cit., pp. 97—98. G. J. Mangone, op. cit., pp. 53—54.

(3) 第一次ベルリン会議と第二次ベルリン会議との間には、二度のハーグ平和会議におけるような内容的な連結はない

が、同じ名称の会議を便宜上区別する意味で、时期的に早い方を第一次とし、時期に遅い方を第二次とした。

(4) キリシア、ベルシア、ルーマニア、ブルガリア、モンテネグロ、セルビア等の諸国である。このうち前三国は、実際には出席を認められた。B. Broms, op. cit., pp. 99—100.

(5) この会議に出席を認められなかったのは、ヨーロッパでは、ブルガリア、ギリシア、モンテネグロ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、セルビア、スイス等であり、又、ラテンアメリカ諸国はすべて出席を認められなかった。B. Broms, op. cit., p. 101.

(6) B. Broms, op. cit., pp. 102—103.

(7) Ibid., pp. 104—105.

(8) 当時、ロシアは他の大国とくにフランスとドイツにくらべて軍事力が劣り、且つこれに対抗するだけの敗政的基盤がなかったので、軍備の一般的制限を目的とした協定の締結が必要であったといわれる。

(9) 一八一五年のウィーン条約は、すでに、国際法の原則に関する規定を含んでいたが、戦争法規については一九世紀の後半に至るまで編纂が行われなかった。一八五六年のブリ会議においては、商船捕獲 (Privateering)、封鎖 (Blockade)、中立貿易 (neutral trade) 等に関する宣言が戦争法規の編纂への最初の努力として準備され公表された。その後、この目的のためにジュネーブ会議が招集され、一

四ヶ国の代表が出席した。一八七四年、ブラッセルにおいて戦争法規に関する会議が開かれ、この時は一五ヶ国が参加し、一つの宣言を採択したが、批准を得ることができず、拘束力をもつものとはならなかった。しかし、会議が開かれたという事実が戦争法規の法典化の観念を維持するのに役立った。又、このブラッセル会議の宣言は、一八九九年の第一回ハーグ平和会議の基礎となったという点において実際に重要な意味をもった。B. Broms, op. cit., p. 105.

(10) 会議の性格からして大国の領域内に開催地を定めることは好ましくないとの考慮の下に、オランダのハーグが開催地として選ばれた。その結果、会議そのものはロシア皇帝によって招集されたが、招聘状はオランダ政府によって発出された。

(11) B. Broms, op. cit., p. 106.

(12) 第一回ハーグ平和会議の活動に関しては、J. B. Scott, The Hague Peace Conferences of 1899 and 1907, Vol. I, pp. 1—7. J. B. Scott, The Proceedings of the Hague Peace Conferences, Translation of the Official Texts, with a Preparatory Note, Vol. I—II, New York 1920—1921. G. J. Mangone, op. cit., pp. 118—119.

(13) 第一回ハーグ平和会議において軍備制限の問題については失敗に終わったが、三つの条約と三つの宣言及び一つの決議と六つの誓約 *voeux* が得られた。この成果に鼓舞され、近い将来再び同じ目的の会議の開催が希望された。B. Bro-

ms. op. cit., p. 107.

(14) 招聘状を送付された南米諸国のうち、コスタリカとホンジュラスは代表を派遣しなかった。G. J. Mangone, op. cit., p. 120.

(15) B. Broms, op. cit., p. 110.

(16) さぐに、仲裁司法裁判所 (The Court of Arbitral Justice) の設置に関して、ブラジル代表バルボサを中心とする小国側が絶対的平等を主張して譲らなかつたために、結局、同裁判所の設置は実現せず、これに対する批判として問題とされた。その経緯については、E. D. Dickinson, *The equality of state in international law*, Cambridge 1920, pp. 285—289.

四 結 語

以上、一九世紀前半より二〇世紀初頭に至るはば一世紀間のいわゆる国際組織に先立つ時期の国際会議において国家平等がどのように扱われたかについてきわめて概略的に述べてみた。この一世紀間において、国家平等は、少なくとも形式的には、事実上の不平等から絶対的平等へと大きく動いたように見受けられる。これは国際社会そのものの質的あるいは量的な変革を背景にしたものであると思われるけれども、その結果として、国家の絶対的平等と国際会議あるいは国際組織の能率性という問題が提起されるに至った。

(小樽商科大学専任講師)